

平成25年3月29日
雇児総発0329第2号
社援基発0329第3号
障 障 発0329第1号
老 総 発0329第1号

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」の一部改正について

社会福祉法人の会計基準適用上の留意事項や、社会福祉法人会計基準の移行時の取扱いについては、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知）をもって、その取扱いが示されているところであるが、平成24年4月から「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）の施行や、平成24年度からの法人の減価償却制度の改正に伴い、標記通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」-新旧対照表一
(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧
<p>都道府県 指定都市 中核市</p> <p>民生主管部(局)長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局総務課長</p> <p>社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について</p>	<p>都道府県 指定都市 中核市</p> <p>民生主管部(局)長 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局総務課長</p> <p>社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について</p>
<p>雇用総発0727第3号 社援基発0727第1号 障障発0727第2号 老総発0727第1号 平成23年7月27日</p> <p>一部改正 雇用総発0329第2号 社援基発0329第3号 障障発0329第1号 老総発0329第1号 平成25年3月29日</p>	<p>雇用総発0727第3号 社援基発0727第1号 障障発0727第2号 老総発0727第1号 平成23年7月27日</p>
<p>社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号)厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)により示されているところであるが、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」及び「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」について、別紙1及び別紙2のとおり定めたので、貴管内関係機関</p>	

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長名通知)

新	旧
<p>及び各社会福祉法人に対し周知の上、社会福祉法人会計基準の円滑な実施が図られるようご配慮願いたい。</p> <p>別紙1 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2</p>	<p>及び各社会福祉法人に対し周知の上、社会福祉法人会計基準の円滑な実施が図られるようご配慮願いたい。</p> <p>別紙1 (略)</p> <p>別添1 (略)</p> <p>別添2</p>

新

旧

(注1) 耐用年数50年以降の係数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)別紙第七、第八、第九及び第十を用いること
 (注2) 本表における用語の定義は次の通りであること。

「保証率」＝「損害保証率」の計算において減価償却資産の取得原面に乗ずる率をいう。
 「改訂償却率」＝各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度以降の償却費がその後毎年同一となるように適用される償却率
 「調整前償却額」＝減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累計額を控除した後の金額。以下同じ)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(＝各事業年度の償却額)をいう。

「償却保証額」＝減価償却資産の取得価額×「保証率」
 「改訂取得価額」＝各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額をいう。

(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合：
 (定率法減価償却費) = (期首帳簿価額) × (定率法の償却率)
 (調整前償却額) < (償却保証額) の場合：
 (定率法減価償却費) = (改訂取得価額) × (改訂償却率)

別添3

1. 資金収支計算書勘定科目の説明

①収入の部			
<事業活動による収入>			
大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)
障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。

(注1) 耐用年数50年以降の係数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)別紙第九及び第十を用いること
 (注2) 本表における用語の定義は次の通りであること。

「保証率」＝「損害保証率」の計算において減価償却資産の取得原面に乗ずる率をいう。
 「改訂償却率」＝各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度以降の償却費がその後毎年同一となるように適用される償却率
 「調整前償却額」＝減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累計額を控除した後の金額。以下同じ)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(＝各事業年度の償却額)をいう。

「償却保証額」＝減価償却資産の取得価額×「保証率」
 「改訂取得価額」＝各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額をいう。

(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合：
 (定率法減価償却費) = (期首帳簿価額) × (定率法の償却率)
 (調整前償却額) < (償却保証額) の場合：
 (定率法減価償却費) = (改訂取得価額) × (改訂償却率)

別添3

1. 資金収支計算書勘定科目の説明

①収入の部			
<事業活動による収入>			
大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)
障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」一新旧対照表一
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新		旧	
特別介護 給付費収 入	特別介護給付費の受領分をいう。	特別介護 給付費収 入	特別介護給付費の受領分をいう。
訓練等給 付費収入	訓練等給付費の代理受領分をいう。	訓練等給 付費収入	訓練等給付費の代理受領分をいう。
特別訓練 等給付費 収入	特別訓練費等給付費の受領分をいう。	特別訓練 等給付費 収入	特別訓練費等給付費の受領分をいう。
地域相談 支援給付 費収入	地域相談支援給付費の代理受領分をいう。	サービス 利用計画 作成費収 入	サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。
特別地域 相談支援 給付費収 入	特別地域相談支援給付費の受領分をいう。		
計画相談 支援給付 費収入	計画相談支援給付費の代理受領分をいう。		
特別計画 相談支援 給付費収 入	特別計画相談支援給付費の受領分をいう。		
障害児施 設給付費 収入	障害児通所給付費の代理受領分をいう。	障害児施 設給付費 収入	障害児施設給付費の代理受領分をいう。

新

旧

特別障害児通所給付費収入	特別障害児通所給付費の代理受領分をいう。	
障害児入所給付費収入	障害児入所給付費の代理受領分をいう。	
障害児相談支援給付費収入	障害児相談支援給付費の代理受領分をいう。	
特別障害児相談支援給付費収入	特別障害児相談支援給付費の受領分をいう。	
利用者負担金収入	利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担による収入をいう。	
以下、省略。		

②支出の部 (略)

2. 事業活動計算書勘定科目の説明

①収益の部			
<サービス活動増減による収益>			
大区分 (略)	中区分 (略)	小区分 (略)	説明 (略)
障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益	介護給付費の代理受領分をいう。

②支出の部 (略)

2. 事業活動計算書勘定科目の説明

①収益の部			
<サービス活動増減による収益>			
大区分 (略)	中区分 (略)	小区分 (略)	説明 (略)
障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益	介護給付費の代理受領分をいう。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新		旧	
特別介護 給付費収 益	特別介護給付費の受領分をいう。	特別介護 給付費収 益	特別介護給付費の受領分をいう。
訓練等給 付費収益	訓練等給付費の代理受領分をいう。	訓練等給 付費収益	訓練等給付費の代理受領分をいう。
特別訓練 等給付費 収益	特別訓練費等給付費の受領分をいう。	特別訓練 等給付費 収益	特別訓練費等給付費の受領分をいう。
地域相談 支援給付 費収益	地域相談支援給付費の代理受領分をいう。	サービス 利用計画 作成費収 益	サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。
特別地域 相談支援 給付費収 益	特別地域相談支援給付費の受領分をいう。		
計画相談 支援給付 費収益	計画相談支援給付費の代理受領分をいう。		
特別計画 相談支援 給付費収 益	特別計画相談支援給付費の受領分をいう。		
障害児施 設給付費 収益	障害児通所給付費の代理受領分をいう。	障害児施 設給付費 収益	障害児施設給付費の代理受領分をいう。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」一新旧対照表一
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新		旧	
利用者負担金収益	利用者負担金収益	利用者負担金収益	利用者負担金収益
特別障害児通所給付費収益	特別障害児通所給付費の代理受領分をいう。		
障害児入所給付費収益	障害児入所給付費の代理受領分をいう。		
障害児相談支援給付費収益	障害児相談支援給付費の代理受領分をいう。		
特別障害児相談支援給付費収益	特別障害児相談支援給付費の受領分をいう。		
利用者負担金収益	利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担による収益をいう。	利用者負担金収益	利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担による収益をいう。
以下、省略。		以下、省略。	
②費用の部 (略)		②費用の部 (略)	
3. 貸借対照表勘定科目の説明 (略)		3. 貸借対照表勘定科目の説明 (略)	
4. 就労支援事業 製造原価明細書勘定科目説明 (略)		4. 就労支援事業 製造原価明細書勘定科目説明 (略)	
5. 就労支援事業販売費明細書勘定科目説明 (略)		5. 就労支援事業販売費明細書勘定科目説明 (略)	
6. 就労支援事業明細書勘定科目説明		6. 就労支援事業明細書勘定科目説明	
7. 授産事業費用明細書勘定科目説明		7. 授産事業費用明細書勘定科目説明	

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—
 (平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧
別紙①～⑱ (略)	別紙①～⑱ (略)
別紙2 (略)	別紙2 (略)
別紙⑳～㉙ (略)	別紙⑳～㉙ (略)

新
 資金収支計算書

【旧基準】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目 [A]			勘定科目 [B]			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分		大区分	中区分	小区分	

別紙①

<経常活動による収支> 【収入】 (略) サービス利用計画作成費収入			<事業活動による収支> 【収入】 (略) 障害児施設給付費収入 障害児通所給付費収入 特別障害児通所給付費収入 障害児入所給付費収入 障害児相談支援給付費収入 特別障害児相談支援給付費収入			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
(略) サービス利用計画作成費収入			(略) 障害児通所給付費収入 特別障害児通所給付費収入 障害児入所給付費収入 障害児相談支援給付費収入 特別障害児相談支援給付費収入			
(略)			(略)			
(略)			(略)			

以下、省略

旧

資金収支計算書

別紙①

【旧基準】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目 [A]			勘定科目 [B]			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分		大区分	中区分	小区分	

<経常活動による収支> 【収入】 (略) サービス利用計画作成費収入			<事業活動による収支> 【収入】 (略) 障害児施設給付費収入			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
(略) サービス利用計画作成費収入			(略) 障害児施設給付費収入			
(略)			(略)			
(略)			(略)			

以下、省略。

新

事業活動計算書

※旧基準の事業活動収支計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。

【旧基準】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目 [A]			勘定科目 [B]			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分		大区分	中区分	小区分	

<事業活動収支の部>

【収入】

(略)

サービスマニユ画作成費収入

<サービスマニユ活動増減の部>

【収益】

(略)

障害児施設給付費収入

(略)

地域相談支援給付費収入

特別地域相談支援給付費収入

計画相談支援給付費収入

特別計画相談支援給付費収入

障害児通所給付費収入

特別障害児通所給付費収入

障害児入所給付費収入

障害児相談支援給付費収入

特別障害児相談支援給付費収入

以下、省略。

旧

事業活動計算書

※旧基準の事業活動収支計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。

【旧基準】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目 [A]			勘定科目 [B]			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分		大区分	中区分	小区分	

<事業活動収支の部>

【収入】

(略)

サービスマニユ画作成費収入

障害児施設給付費収入

<サービスマニユ活動増減の部>

【収益】

(略)

障害児施設給付費収入

サービスマニユ画作成費収入

以下、省略。